

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、近畿地方整備局長から次のとおり公共測量を終了したことに付いて通知がありました。

令和三年七月三十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 測量の目的 公共測量（三次元データ計測）

二 測量の地域 奈良県の一部

三 測量の終了年月日 令和三年五月三十一日